新 潟 市 下 水 道 用 鋳 鉄 蓋に関する認定及び検査基準

平成24年 4 月 1 日

新 潟 市 下 水 道 部

目 次

1	認定対	象		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	認定品	の製油	告工	場		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	認定期	間		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
4	認定申	請		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
4	一1 新	規申記	清	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
4	-2 変	更申詞	清	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
5	書類審	査及で	び検	查		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
5	-1 新	規申記	清	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
5	-2 変	更申詞	清	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
6	検査	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
7	検査の	結果ì	通知]	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
8	認定	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
9	認定の	中止	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
10	仕様書	の改	E	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
11	立ち入	り検	査	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
12	認定書	の添	付	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
13	認定品	<u>の一</u>	覧表	きの	作	成		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
14	疑義	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
15	一般事	項		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
様:	式集																										
•	別紙1	新潟	市	下才	近ソ		多	导致	失妻	芸部	忍力	Z F	請	青書	<u>+</u>												
•	別紙2	新潟	市	下才	近ソ		自鋳	导致	失妻	芸部	忍力	→ □	了	です	Į ļ	請	青書	計									
•	別紙3	新潟市下水道用鋳鉄蓋の検査について (通知)																									
•	別紙4	新潟	新潟市下水道用鋳鉄蓋検査結果について(通知)																								
	別紙5	新海	:击:	下力	۲, کا آنه کا	当台	生彩	‡ 违	李章	豆岩	₹∄	土															

• 別紙 6 新潟市下水道用鋳鉄蓋認定品製造中止届

新潟市下水道用鋳鉄蓋に関する認定及び検査基準

本基準は、本市が定める「新潟市下水道用鋳鉄蓋仕様書」(以下「仕様書」という。) による鋳鉄蓋の認定及び検査について定めるものとする。

1 認定対象

この基準に定める認定対象は「仕様書」に規定した全ての基準に適合した鋳鉄蓋とし、認定された鋳鉄蓋(以下「認定品」という。)でなければ新潟市の下水道工事には使用できないものとする。

2 「認定品」の製造工場

「認定品」を製造する工場は(社)日本下水道協会の認定工場(以下「認定工場」という。)であること。

3 認定期間

認定期間は「仕様書」の運用期間とする。

4 認定申請

4-1 新規申請

新規に認定を受けようとする者は、別紙1「新潟市下水道マンホール用鋳 鉄蓋認定申請書」を市長に提出しなければならない。

申請書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 認定を申請する鋳鉄蓋の設計図面
- (2) 会社概要
- (3) 認定工場概要
- (4) (社)日本下水道協会「下水道用資器材製造工場認定書(写し)」
- (5) (社)日本下水道協会発行の「自主検査・検査証明書」の写し又は、社内規格に基づく「自主検査結果報告書」
- (6) 「仕様書」に基づく製品の「自主検査結果報告書」

4-2 変更申請

「認定品」の変更を行う者は別紙2「新潟市下水道用鋳鉄蓋認定品変更申請書」を市長に提出しなければならない。

申請書に添付する書類は「4-1 新規申請」のうち変更するもの全てとする。

5 書類審査及び検査

5-1 新規申請

市長は、申請書の内容が「仕様書」に適合している場合は、検査を行う。 ただし、市長が自主検査等により機能及び性能等の確認ができると認めた ときは、検査の一部又は全部を省略することができる。

5-2 変更申請

市長は、申請書の内容が「仕様書」に適合している場合は、検査を行う。 ただし、市長が変更内容が軽微であり自主検査等により機能及び性能等の 確認ができると認めたときは、検査の一部又は全部を省略することができる。

6 検査

検査は下水道部及び区下水道課職員2名で行い、申請者の認定工場で「仕様書」 に記載された検査の立会いを行う。

なお、検査の日程は申請者と協議のうえ決定するものとし、市長は別紙3「新 潟市下水道用鋳鉄蓋の製品検査について(通知)」により申請者に通知する。

申請者は検査完了後に「検査報告書」を作成し、速やかに市長に提出しなければならない。

7 検査の結果通知

市長は、別紙4「新潟市下水道用鋳鉄蓋認定品検査結果について(通知)」により検査の結果を申請者に通知しなければならない。

8 認定

市長は、検査に合格したときは別紙5「新潟市下水道用鋳鉄蓋認定書」を申請者に発行しなければならない。

変更申請で検査を省略した場合も同様とする。

9 認定の中止

「認定品」の製造を中止するときは、別紙6「新潟市下水道用鋳鉄蓋認定品製造中止届」を市長に提出しなければならない。

なお、再度認定を受けるときは新規申請により行うものとする。

10 仕様書の改正

「仕様書」が改正された場合は、新規申請を行なうものとする。

11 立ち入り検査

認定期間内であっても、市長が必要と認めたときは「認定工場」において「認定品」の検査を行うことができる。

12 認定書の添付

「認定品」を使用するときは、下水道工事等の請負者が本市に提出する資材承 諾願いに「認定書」の写しを添付するものとする。

13 認定品の一覧表の作成

市長は「認定品」の一覧表を作成するものとする。

14 疑義

本基準に定めがない事項及び疑義が生じたときは、協議のうえ決定するものとする。

15 一般事項

本基準は平成24年 4 月 1 日から施行する。

新潟市長 篠田 昭 様

申請者 住 所 氏 名

新潟市下水道用鋳鉄蓋認定申請書

下記鋳鉄蓋の認定を受けたいので「新潟市下水道用鋳鉄蓋に関する認定及び検査基準」により申請します。

記

名 称	呼び	荷重区分			
	3 0 0	T-25			
	300	T-14			
	400	T-25			
	400	T-14			
下水道用鋳鉄製マンホールふた	6.0.0	T-25			
	600	T-14			
	900-600	T - 25			
	900-000	T-14			
下水道用鋳鉄製防護ふた	200	T – 8			
一小垣川が水が一場のた	3 0 0	1 - 0			

新潟市長 篠田 昭 様

申請者 住 所 氏 名

新潟市下水道用鋳鉄蓋認定品変更申請書

下記鋳鉄蓋認定品の変更をしたいので「新潟市下水道用鋳鉄蓋に関する認定及び検査基準」により申請します。

記

1 変更申請認定品

名 称	呼び	荷重区分				
	2.0.0	T-25				
	3 0 0	T - 14				
	400	T - 25				
	400	T - 14				
下水道用鋳鉄製マンホールふた	6.0.0	T-25				
	600	T-14				
	900-600	T - 25				
	900-800	T - 14				
下水道用鋳鉄製防護ふた	200	T – 8				
「八旦川対妖衆例谖かん	3 0 0	1 - 8				

2 変更の内容

○○○ 第 号平成 年 月 日

様

新 潟 市 長 篠 田 昭 (担当 下水道部)

新潟市下水道用鋳鉄蓋の検査について(通知)

標記のことについて下記のとおり実施するので通知します。

記

日 時 平成 年 月 日()

場所

検査項目 新潟市下水道用鋳鉄蓋仕様書記載の検査

検査員

○○○第 号平成 年 月 日

様

新潟市長 篠田 昭 (担当 下水道部)

新潟市下水道用鋳鉄蓋検査結果について(通知)

平成 年 月 日付で貴社から提出された認定申請により平成 年 月 日に実施した検査については合格 (不合格) といたします。

新潟市下水道用鋳鉄蓋認定書

様

「新潟市下水道用鋳鉄蓋に関する認定及び検査基準」により下記を認定品とします。

認 定 日 平成 年 月 日

新潟市長 篠田 昭

記

1 認定品

名 称	呼び	荷重区分				
	3 0 0	T-25				
	300	T-14				
	4 0 0	T-25				
	400	T-14				
下水道用鋳鉄製マンホールふた	6.0.0	T-25				
	600	T-14				
	900-600	T-25				
	900-800	T-14				
下水道用鋳鉄製防護ふた	200	T – 8				
「小垣用姆妖器別陵かん	3 0 0	1 - 8				

新潟市長 篠田 昭 様

住 所 氏 名

新潟市下水道用鋳鉄蓋認定品製造中止届

下記認定品の製造を中止したいので「新潟市下水道用鋳鉄蓋に関する認定及び検査基準」により届け出ます。

記

- 1 製造中止日 平成 年 月 日
- 2 製造中止認定品

名 称	呼び	荷重区分				
	2.0.0	T-25				
	3 0 0	T-14				
	4 0 0	T-25				
	400	T-14				
下水道用鋳鉄製マンホールふた	6 0 0	T-25				
	000	T-14				
	900-600	T-25				
	900-000	T-14				
┃ 下水道用鋳鉄製防護ふた	200	T – 8				
一小垣川が水が一場の	3 0 0	1 - 0				